

令和 7 年度第 1 回茅ヶ崎市文化財保護審議会
藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会 会議録

議題	1 藤間家住宅保存活用事業の概要とスケジュールについて（審議） 2 藤間家住宅主屋の現況・耐震診断結果報告について（報告） 3 保存活用計画の素案について（審議） 4 市民意見の聴取について（報告） 5 その他
日時	令和 7 年 8 月 1 9 日（火） 1 0 時～ 1 2 時
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 A 会議室
出席者氏名	会 長 水沼 淑子 委 員 小沢 朝江 海津 ゆりえ（オンライン出席） 田尾 誠敏 事務局 教育推進部 部長 松岡 智紀 博 物 館 担当課長 須藤 格、館長補佐 和田 麻里、 主査 落合 寛 社会教育課 課長補佐 石井 芳宜 教育施設課 課長補佐 小林 秀行 株式会社ユー・エス・シー 代表取締役 兼弘 彰、 技師 西川 雄太 株式会社アルセッド建築研究所 主幹 榎井 玲 有限会社安芸構造計画事務所 取締役 石 大樹
会議資料	1 次第 2 資料 ・資料 1－1 藤間家住宅保存活用事業の概要 ・資料 1－2 藤間家住宅保存活用事業のスケジュール ・資料 1－3 藤間家住宅保存活用計画の策定スケジュール ・資料 2 藤間家住宅主屋の現況・耐震診断結果報告 ・資料 3 保存活用計画の素案
会議の公開・非公開	一部公開（委員の囑託式のみ非公開）
傍聴者数	0 人

会議録

【開会のあいさつ、出欠委員の確認（過半数の成立）、会長の選出等】

○事務局（博物館・須藤担当課長）

皆様、こんにちは。

大変お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

私、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部博物館館長の須藤でございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

博物館では昨年度から、国登録有形文化財でございます藤間家住宅主屋の保存整備事業に取り組んでおります。この度、令和7年度から8年度にかけまして、藤間家住宅の保存活用計画の策定を行うこととなりました。

そのため、学識経験者の皆様にお集まりいただきまして、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第4条に基づきまして、特別委員として委嘱させていただき、ご審議、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、第1回藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会を開催させていただきます。

部会の名称につきましては、繰り返しになるのですがけれども、藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会として進行させていただきますことをご了承いただければと思います。

お手元に配付させていただきました資料の確認と、本日の予定を事務局の落合から説明させていただきます。

○事務局（博物館・落合主査）

まず、今スクリーンに映っている次第はございますでしょうか？

それから次に、資料1-1「藤間家住宅保存活用事業の概要」、資料1-2「藤間家住宅保存活用事業のスケジュール」、資料1-3「藤間家住宅保存活用計画の策定スケジュール」、資料2「藤間家住宅主屋の現況・耐震診断結果報告」、資料3「保存活用計画の素案」はございますでしょうか？

ご確認ありがとうございます。それでは本日の流れについて、簡単に説明させていただきます。

まず、議題1におきましては、第1回の会議ということで、改めて藤間家住宅保存活用事業の概要を資料1-1をもとに説明させていただきますとともに、次にスケジュールにつきまして、資料1-2をもとに、設計・工事を含めた令和9年度までの全体スケジュールを博物館の方から、そして、令和7年度から8年度までの保存活用計画の策定に関する詳細のスケジュールをユー・エス・シー様から説明させていただきます。

次に議題2でございますが、令和6年度、昨年度に行いました、藤間家住宅主屋の耐震診断の結果を、そして現在の破損状況等をスライド投影しながら説明させていただきます。

そして、議題3につきましては、保存活用計画の素案、これまでの現地調査をもとに作成しました現時点の素案について、博物館とユー・エス・シー様の方から説明をさせていただきます。

そして、議題4の市民意見の聴取につきましては、10月に行う藤間家保存活用に関する市民討議会に関して説明をいたします。

最後に、議題5はその他とさせていただきます。

本日の予定、簡単ではございますが、以上でございます。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

それでは、会議の議長は部会の会長を務めることとなっておりますが、まだ会長が選出されておられませんので、会長の選出にいたるまで、私、博物館長の須藤が議長を務めさせていただきます。

○議長（博物館・須藤担当課長）

本日の会議ですが、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第6条2項の規定によりまして、委員の方々の過半数の出席がございますので、会議が成立していることを確認させていただきます。

続きまして、本日は初回ということで、皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

では、水沼委員から、よろしくお願いいたします。

○水沼委員

水沼と申します。よろしくお願いいたします。

15年ほど前になるでしょうか。藤間家住宅の実測調査等をしまして、所有者の雄蔵様からも色々なことを伝え聞きまして、ぜひ藤間家という、その存在そのものを茅ヶ崎にとって大変価値のある存在として検証できればという思いを強くしたことがございます。

今回は委員に加えていただきまして、藤間家住宅が末永く保存活用されるために少しでも役に立てればと思います。

よろしくお願いいたします。

○小沢委員

東海大学の小沢と申します。よろしくお願いいたします。

水沼先生と同じく、専門は建築史・住宅史ですが、藤間家については水沼先生の方が圧倒的に詳しく、私は今、茅ヶ崎市博物館の協議会の方に加えさせていただいております。

これまでも他の自治体の持っている文化財で保存活用計画の策定に関わったことがあるのですが、もう保存活用計画は一点もの、それぞれの建物の、それぞれの建築にふさわしいものとして策定していくことが非常に重要だと思いますので、これまでの調査を活かしながら、藤間家にふさわしい保存活用計画が策定できればと思っております。

よろしくお願いいたします。

○田尾委員

専門は考古学で、保護審の主会の方に加えさせていただいているのと、博物館協議会、両方兼任させていただいています。

考古学ですので、基本的には底地でありますので、今回主屋がメインということなので、下も史跡になっていますので、それとの調和を図りながらという視点でちょっとお口添えさせていただければ、という風なことを考えています。

また最近、観光歴史学とか、観光考古学という分野に興味を持っておりまして、関わっていますので、そういった方面からも少しご意見を差し上げられればという風に思っています。

本職は考古学なのですが、実は授業数、あちこち5大学で11個ほどやっていますが、関東学院大学にもお邪魔してございまして、ほとんど博物館学が多くなっていますね。そういったことで、やっぱり建造物等も非常に博物館学的にも観光的にも、どうしても中心になってきますので、今回そちらの面で色々学ばせていただければという風に思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（博物館・須藤担当課長）

よろしくお願いいたします。

海津委員につきましてはZoomでお聞きになられてると思うのですが、また次回、お話をいただければと思います。

それでは、はじめに会長の選出に入ります。

茅ヶ崎市文化財保護審議会規則第5条第1項の規定に基づきまして、審議会会長の委員は、互選によって定めることとなっております。

皆様でご協議をお願いしたいと思いますが、ご意見の方はいかがでございませうでしょうか？

○小沢委員

これまでも藤間家住宅の調査に長く関わっておられて、登録文化財の申請もご担当されました水沼先生がふさわしいと思います。

是非よろしくお願いいたします。

○議長（博物館・須藤担当課長）

他、ご意見いかがでございませうか？

○田尾委員

ございません。

○議長（博物館・須藤担当課長）

それでは会長には、関東学院大学教授の水沼淑子様をお願いしたいと思います。

水沼様、よろしくお願いいたします。

就任に際しまして簡単に一言いただければ、お願いいたします。

○水沼会長

年長ゆえ、役が回ってきたという風に受け止めております。

お役に立てることを、この歳になりましたが、わずかではございますけれども一生懸命務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（博物館・須藤担当課長）

では会長が決まりましたので、以降は会長に会議の運営をお願いいたします。

水沼会長、席のご移動をお願いいたします。

【議題1 藤間家住宅保存活用事業の概要とスケジュールについて（審議）】

○議長（水沼会長）

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ってよろしいでしょうか？

議題1「藤間家住宅保存活用事業の概要とスケジュールについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（博物館・落合主査）

では、議題1「藤間家住宅保存活用事業の概要とスケジュールについて」、事務局より説明をさせていただきます。

藤間家住宅保存活用事業の概要について、資料1-1を基に説明をさせていただきます。もうすでにご存知の内容もあるかと思い恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず、藤間家住宅は茅ヶ崎市南西部に位置します。この土地には江戸時代の市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」、昭和初期の国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」という、異なる時代の2つ

の重要な文化財が同居しています。藤間家屋敷跡は藤間家が江戸時代、地域の行政を担うとともに、廻船業を営む有力な商家であったことを示しています。一方で、昭和7年に建築された藤間家主屋は、近代的な企業に勤務するサラリーマンであった藤間善一郎氏の住宅でした。藤間家の屋敷跡と主屋は、近世の地域経済から教育と専門知識を基盤とする近代の国民経済へと移行する日本の社会構造の根本的な変化を1つの場所で体現しています。そして、今回の事業の目的ですが、本市では、これら2つの文化財を不可分の一体のものとして保存し、その連続性と変容の物語を後世に伝えていくことを目指しています。また、屋敷跡には文人名主・藤間柳庵が植えたと伝えられるクロマツ等の樹木が群生し、良好な緑地環境を形成しています。この緑豊かな景観の保全は、文化財の保存と並行して進めるべき重要な課題となっております。

次に事業内容でございますが、現在、主屋は比較的良好な保存状態ではあるものの、耐震性の不足、台風による屋根の破損、木材の腐食、蟻害等が見られ、これらの問題が相互に関連し、悪循環を生み出しています。さらに、屋敷跡の樹木の倒木や枝折れの被害が生じることもあります。これらの文化財を次代に継承するためには、主屋の耐震補強とその敷地の景観を保全するための保存対策を早急に講じる必要があります。なお、本事業では文化財の保存のみならず、その活用にも重点を置き、主屋と屋敷跡を、市民・利用者の学習や憩いの場として整備します。

また、主屋と屋敷跡が位置する海岸エリアには、国登録有形文化財「旧南湖院第一病舎」、「旧氷室家住宅主屋」等と事業連携しまして、文化財創造の場としての活用も図ります。以上の屋敷と藤間家の保存・活用を実現するため、昨年度、令和6年度に主屋の耐震診断を実施し、令和7年度、今年度以降は主屋の耐震補強基本設計・実施設計、主屋と屋敷跡の保存活用計画の策定、主屋の耐震補強工事を実施いたします。

次に、今後の流れなのですが、資料1-1の裏面のところなのですが、第2回以降の審議の予定ですが、第2回が令和8年1月を予定しております。議題は耐震基本設計の進捗状況、市民討議会の結果の報告、保存活用計画の素案2に関する審議を議題として想定しております。

次に第3回でございますが、こちらが令和8年3月を予定しております。議題1としては、耐震補強基本設計の報告と、保存活用計画最終案に関する審議を現時点では議題として想定しております。概要につきましては以上となります。

次にスケジュールについて、資料1-2を基に説明させていただきます。

全体の流れなのですが、令和6年度に設計・工事の分野として、主屋の耐震診断を行いました。第三者評定を取得しました。

そして次に、令和7年度でございますが、主屋の耐震補強の基本設計について契約を締結したところでございまして、進めているところでございますが、こちらも令和7年度中に基本設計の第三者評定を取得する形になります。それと並行して保存活用計画の策定を進めます。

次に、令和8年度でございますが、主屋及びその他の敷地等の構造物に関する実施設計を行います。保存活用計画の策定も引き続き並行して進め、9月30日に計画を策定するということを予定して

おります。

そして、令和9年度に主屋、その他建物、外構、植栽等を含めた工事を行うことを想定しております。

今回、令和7年度ですが、保存活用計画の策定と並行して行う基本設計に関しましては、1月には評定も含めて完了する方向で考えております。

資料1-2における全体のスケジュールは簡単ではございますが、以上でございます。

それでは資料1-3に関しまして、ユー・エス・シー様の方から保存活用計画の全体の流れについて、説明をお願いしたいと思います。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

お手元の資料1-3「藤間家住宅保存活用計画の策定スケジュール」をご覧ください。

計画策定部会は中段のところに書かせていただいておりますが、8月と1月と3月、という風に入れさせていただいております。

大枠としましては、本日、保存活用計画の中の前半部分の計画の概要と、保存管理計画及び環境保全計画をご議論いただきます。第2回は1月、防災計画と公開活用計画を含めたご議論、第3回は3月、保存活用計画の最終案のご議論をお願いしたいと存じます。

この保存活用計画ですが、次年度の文化庁の受領は来年の8月を予定しております。この年度につきましては文化庁のヒアリング、パブリックコメントもあります。

○事務局（博物館・落合主査）

ありがとうございます。

議題1に関する説明について、事務局からは以上となります。

○議長（水沼会長）

ありがとうございました。

今、資料1-1、1-2、1-3に基づいて、保存活用事業の概要とスケジュールのご説明がありました。

何かご質問、ご意見などありますでしょうか？いかがでしょうか？

今のご説明によりますと、特にスケジュールについては、今日これからの検討の中では、保存活用計画の主として、1の概要は置いておくとして、2の保存管理計画、それから、3の環境保全計画、これが本日の主要な議題になるということによろしいでしょうか？

○事務局（博物館・落合主査）

はい。

○議長（水沼会長）

次回、2回目の委員会では、防災計画と公開活用計画等の検討という風にして3回目を迎えると。全体の流れとしては結構慌ただしし、大変だと思うのですが、このような形で進めていくということでございます。

○小沢委員

これは茅ヶ崎市の文化財保護審議会には、例えばどういう段階でかけていくのでしょうか？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

文化財保護審議会は年4回開催しておりますので、この部会が開催された内容を本会の方に報告をさせていただきます。

この部会の中で、最終的に素案が固まりましたら、本会の方にまた報告をさせていただきまして、本会から市教育委員会の方に答申という形をとるという流れで考えてございます。

○小沢委員

そうすると審議会の方で、答申をするというのが令和8年度の5月ということでよいのでしょうか？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

仰るとおりでございます。

○議長（水沼会長）

よろしいでしょうか？他にいかがでしょうか？

（異議なし）

○議長（水沼会長）

それでは、審議会との関係等も分かりましたので、そのように進めていただければと思います。

【議題2 藤間家住宅主屋の現況・耐震診断結果報告について（報告）】

○議長（水沼会長）

議題2「藤間家住宅主屋の現況・耐震診断結果報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（博物館・落合主査）

資料 2 をもとに、スクリーンにスライドを投影して説明をさせていただきます。

まず 1 番の現況調査でございますが、令和 6 年 6 月から主屋の破損調査や、敷地の地質調査を実施しました。調査においては水沼教授、小沢教授にご協力いただきました。ありがとうございます。まず破損調査の状況を説明させていただきたいと思います。主屋の床下基礎のところなのですが、基礎木材の破損、湿気等が見られました。また、室内でございますが、ひび割れ、剥離、それから天井は穴、雨漏り等が見られたところです。次に、外壁の方も剥離と、あと錆びが見られるところがございます。屋根裏の方も、支持材の汚損、主にハクビシンやタヌキの糞等が堆積している状態でございます。屋根ですが、錆びと雨漏りがあります。令和 6 年の台風があったときにも雨漏りが発生しましたので、右の方の写真のとおり応急措置をしました。こちら一応 3 年間は持つ形になりますが、令和 9 年度の工事で、ちょうど屋根を入れ替えるという形になっております。以上のような要修理部位を確認したところでございます。次に、地質調査でございますが、まず、藤間家敷地の中で、4 つポイントを絞りまして、サウンディング調査を行いました。それから、主屋の南側にポイントを指定しまして、ボーリング調査を行いました。次に、地盤、そして主屋の 1 階と小屋裏にセンサーを取りつけまして、常時微動調査を実施し、地耐力、揺れやすさ、液状化を調査いたしました。その結果、液状化の危険度はかなり低いということが分かりました。

次に、2 番の耐震診断のところでございますが、まず (1) 現況図面の作成というところで、令和 6 年 7 月から、現地調査の結果を踏まえまして、主屋の建築図、構造図、破損状況図等を作成しました。これらの図面は、耐震診断の他、主屋の耐震補強の設計や工事に利用いたします。そして (2) 診断は令和 6 年 8 月から 12 月に、現況図面をもとに主屋の耐震診断を実施しました。具体的には文化庁が示す文化財の耐震診断方法をもとに、地震時の挙動を実情に近い形で検証する診断と、外部からの力が加わる際に、建物がどこまで耐えられるか、変形量の限界をチェックする診断を行いました。結果としまして、変形量は層間変形角の大きさに判断しまして、大地震時に倒壊しない安全確保水準 30 分の 1 に対しまして、主屋は 13 分の 1 から 27 分の 1 と低い数値となりまして、結果、耐震補強が必要であると判断いたしました。(3) 第三者評定取得については、今述べました耐震診断につきまして、令和 7 年 1 月文化庁が示す重要文化財建造物耐震診断指針に基づき、耐震診断の結果を、第三者機関である一般社団法人日本建築構造技術者協会に提出し、専門技術者による耐震診断の妥当性の精査を受けました。その結果、「耐震建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、今回の耐震診断が妥当であると判定され、第三者評定を取得いたしました。

「藤間家住宅主屋の現況・耐震診断結果報告について」、簡単ではございますが説明は以上となります。

○議長（水沼会長）

ありがとうございました。

ただいま現況・耐震診断結果報告のご報告がありました。

何かご質問ございますでしょうか？

私からよろしいでしょうか？

現況なのですけれども、床下の状況というのが1枚、写真が出てきたのですけれども、これは全体としてそのような状況が見られるということなのか、洋館部分と和館部分と、部分によって違うと思うのですがそのあたりはいかがでしょうか？破損も同じなのですけれども、かなり規模があるので、全体がそうなのか、そういう部分があるのか、その辺をちょっと簡単に結構ですので教えてください。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

昨年度に実施しました耐震診断や破損調査において、目視で出来る範囲で床下調査を行ったのですけれども、フリック調査の結果、洋館の南西部分が非常に傾斜とか壁のひび割れ等がありました。

○議長（水沼会長）

洋館の下？

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

そうですね、部材の腐朽と潰れによる柱の傾斜や破損が一番、洋館に見られます。全体を通して見ますと、地盤に不同沈下が若干見られます。それによる傾斜というのはあるのですけれども、昔の換気状況とか、湿度の状況が非常に良好で、比較的全体として見ますとそれほど腐朽が進んでいないという状況なのですが、一部雨漏り等で、過去に漏水した部分に関しまして若干の雨染み等の確認はできておりますが、実際どの位の強度を持っているのかについては今のところちょっと想定しづらいです。

○議長（水沼会長）

ありがとうございます。

洋館部分が湿気等、雨漏りの影響もあって酷いということではよろしいですか？奥の方の長屋、離れ、古いところというか、その部分はそれ程ではない？

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

目視の状況では重症ではないだろうなと考えているのですけど、不同沈下は結構見られます。とは言っても3センチから4センチぐらいの最大沈下ですので比較的それほど酷くない。直せるはず

です。

○議長（水沼会長）

ありがとうございました。

耐震診断の結果も 13 分の 1 から 27 分の 1 とのことで、もっと酷いものが色々あるので、それから比べると軽症だなと、言い方があれですけれども、全体としてやはり年代重ねた建物としては、健全性がある程度保たれているということを今、ご報告を伺って、思った次第です。

そうするとこれから耐震診断まで終わっているのも、耐震補強の設計に移っていくところなのですから、そのあたりも若干、比較的な設計を、目標設計がしやすいという言い方があれですけれども、そういう可能性を私個人としては感じているところです。

地盤の部分が史跡になるので、あまりいじれる範囲が限られるところがあると思いますので、その辺が耐震補強の結果が大変幸いな結果になっているのかなという風にちょっと感じた次第です。

他に何かご質問ございますでしょうか？

○小沢委員

地質調査なのですけれども、液状化の危険度はかなり低いと、比較的良好であるというのはどちらかというと意外だったのですけれども、茅ヶ崎は砂丘もありますからやっぱり液状化の危険はあると思いますが、こういう地質調査のときに過去の地震の被害の履歴・状況というものを見ることが多いと思うのですが、特にここは関東大震災のときの柳庵日記がおそらくあると思うのですが、そのときの被害はどういうものだったのですか？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

関東大震災の際は明治に作られた家相図があるので、2 枚残っているのですけれども、その頃にあった建物は全て壊れているということは確認されております。今回はそれを考慮した上での地質調査という形になっております。

○小沢委員

倒壊と書いてあるのですか。いくつも段階があって、潰れと書いてあるのと、倒れと書いてあるのとではちょっと違うと思うのです。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

すみません。

そこはまだ精査できておりません。

○小沢委員

ここは記録があるというのが非常に良いと思いますから、できれば、地質調査と合わせて、過去の倒れ方というものをみていくと良いと思います。

○議長（水沼会長）

ありがとうございます。

ぜひそのあたり確認していただいて、ボーリング調査の結果と合わせて、今後に活かしていただければと思います。

○小沢委員

蟻害は無いということですか？

○事務局（博物館・落合主査）

蟻害は確認されておりますね。ちょっと写真ではお見せしてないのですけれども。

○小沢委員

湿度が高い、湿気があるというお話だったので、どちらかというと多いのは水と蟻の害と思うのですが、今お話には無かったのですけど。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

蟻害そのものは私はちょっと目視で確認できていないのですけれども、要するに雨漏りが理由で腐朽が発生しているということだと思います。床下の通気は比較的良好、床下は乾いています。おそらく過去の雨漏りで、腐朽と蟻害がセットで発生したと思われます。

○議長（水沼会長）

よろしいでしょうか、他に何かご質問あれば。

（発言者なし）

○議長（水沼会長）

では今、現況についても、ご説明があったとおり、地質調査をさらに補強するような過去の記録等による確認を進めていただくことを、ぜひお願いしたいと思います。

そういう資料が残っていることもこの藤間家住宅の大きな特質のうちだと思いますので、それも保存活用計画の中で活かしていけると、大変層の厚い、質の高い保存活用計画になるのではないかと思います。

います。

また蟻害等の点についても、最終的には少しきちんと書き込んでいただくと良いのかなという風に思いますね。

【議題3 保存活用計画の素案について（審議）】

○議長（水沼会長）

議題3「保存活用計画の素案について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

お手元の、事前にも送付させていただきましたが、机上で差し替えさせていただいております。お配りさせていただいたものをご覧いただければと思います。こちらの方、目次3ページをご覧いただければと思います。

項番1・計画の概要、それから項番2・保存管理計画、項番3・環境保存計画をメインとしまして、審議いただきたいと思っております。

項番4以降の防災計画、公開活用、保護に係る諸手続につきましてはまた次回以降、ご審議いただければと思います。

項番5の公開活用計画につきましてはやはり市の姿勢と申しますか、今後どのように藤間家を市として守り、次世代に伝えていくかということについて、現在、総合計画の中で、令和8年から5年間の実施計画というものの策定を行っているところでございます。教育推進部としましては、この藤間家を重点事業と位置付けて取り組んでまいりたいというところでございますが、今後、市民の皆さんのご意見、議会のご意見をいただいて、計画策定となつてまいりますのでそちらの方のご意見も踏まえた上で、素案を次回以降ご提示させていただければと思います。

では、私からは、項番1の計画の概要につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思います。

6ページをご覧ください。こちらの保存活用計画なのですが、基本的には文化庁の指針に定められているとおりの構成となっております。6ページの計画概要につきましては、計画の作成や区域、作成者等を記載させていただいております。また、その下の1-2は文化財の概要でございます。

続きまして、7ページから8ページにつきましては外観、位置図、8ページには迅速即図、藤間家住宅主屋の位置を記載してございます。

続いて9ページから10ページにつきましては先ほど落合の方からも藤間家の概要でお話しさせていただきましたが、基本的な事項を掲載しております。また、表を作成してご覧いただきやすいように、藤間家の家柄の歴史と地域の変遷と、この建物というものがどういう風にリンクしてくるかと

いうものを簡単にご覧いただけるよう作成してございます。

そして 11 ページに、敷地内の建造物の配置図。今回の計画自体の区域は、この赤い線の中を区域とさせていただいております。市の史跡につきましては、点線部分を含めまして市指定となっております。国登録となっておりますのは主屋の方でございます。

続きまして、12 ページ以降でございますが、こちらについては藤間家住宅の本質的な価値の部分を掲載してございます。アに時代背景、建てられました時代背景、それからイにつきまして設計者でございます西村伊作と、建てた藤間善一郎さんとの関連性について書かせていただいております。それからウに、意匠の特質と独自性というところで、やはり近代性、それから日本的であるところ、それから暮らしと、そういったところを両立させている特徴というものをこちらの方に掲載させていただいております。

続きまして 14 ページは、この住宅の西村伊作の作品として見た場合の比較表として、他の作品との比較を掲載させていただいております。

15 ページは、平面図、立面図、断面図でございます。

続きまして 16 ページは、先程も小沢委員からご指摘ございましたが、その中でお話をさせていただきました明治 5 年の家相図でございます。(6)に、敷地全体の歴史、それから景観・自然的な要素もございまして、そちらの方の概観を記載させていただいております。

17 ページは、昭和 27 年の一番古い航空写真の藤間家と、一番最近の令和 6 年の藤間家の写真でございます。

18 ページには、現在確認できております主な樹木の位置図を掲載しております。若干位置が変わっているものがございまして、多様な植物・植生が見られる概観になってございます。

19 ページは 1-3 の文化財保護の経緯ということで、これまで建てられてからどのように登録有形文化財になったかにつきまして、その履歴を掲載させていただいております。

20 ページでは、これまで民俗資料館として市の方で藤間家から寄贈いただきました以降、市の方で公開活用を行ってまいりました。限られた日数ではございますけれども、現在でも毎週金・土に公開しております。また、表 4 にございますとおり、市の主催事業で社会教育事業であったり、見学会といったものを、サンプリングと申しますかモニタリングを兼ねて、このような回数を開催してございます。

1-4 の保護の現状と課題というところで、先程、昨年度の耐震調査・診断の中でも明らかになっている問題、また、建物自体の問題、また敷地に屋敷林が残っているといった、そういった樹木等の問題も含めまして、総合的に、20 ページから 21 ページにかけて記載させていただいております。

22 ページのところはまだちょっと作文の途中ではございますけれども、そういった課題を踏まえた中での活用の方向性というものを検討し始めているという書き出しを赤字の方で現在、記載させていただいております。

近隣には、旧南湖院でございまして、旧氷室家といった、他の国の登録有形文化財がございま

す。茅ヶ崎としましては、近代茅ヶ崎というものを語るに欠かせない建造物群として、課かいは異なりますけれども、茅ヶ崎市の財産として、文化創造の場として活用できるよう、部局間連携を図っていきたいと考えております。そこで、活用後の活用計画に繋がるようなブリッジとなるものをここで書きたいと思っております。

23 ページは計画区域でございます。ちょっと先程説明したものと重なるのですが、点線部分と赤枠区分が全て市指定史跡となっております。今回の保存活用計画はこの赤枠の実線部分でございます。登録有形になっております主屋は赤の点線となっております。

24 ページはこの計画の構成という形になってございます。

駆け足ではございますが、第 1 章の説明は以上となります。

一旦ここで区切ったとよろしいかと。

○議長（水沼会長）

わかりました。

今、保存活用計画の計画の概要についてご説明がありました。

ここまでのところで何かご意見、ご質問ありますでしょうか？

○小沢委員

まず 10 ページ。藤間家の主な歴史のところ、今の離れの部分の建築年代というのは決まらない、分からない、決定できない、かなりざっくりなイメージなのですが、おそらく今の離れの部分はちょっと古くて、関東大震災後も再利用したと考えてるのだと思うのですが、一応年代としてある程度絞れるのであれば、絞った方がいいかなというのが一応言うだけで。

11 ページで、点線の範囲が史跡指定の範囲ということだったのですが、ここだと遺物というあやしい書き方になっていて、これは 23 ページと合わせた方がいいと思いました。

12 ページから 13 ページの建造物とか、ここが多分一番大事になるところなのですが、今須藤さんがおっしゃったとおり本質的価値という言葉がやっぱり一般的にはよく使うと思うのですが、ここはその本質的価値という言葉は無くてもいい？文化庁の雛形として。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

そうですね。

他の市町の建造物の保存活用計画を参考に、文化庁の指針に基づいて策定はしておりますけれども、本質的価値という言葉自体はあまり登場していません。

○小沢委員

本質的価値という言葉が、施設なりがあって、そこに並べられていることが多い。何というか構成

として、建造物の本質的価値の部分がちょっと埋没しているという印象があり、かつ、敷地全体の歴史的景観、生態学的価値というのが 16 ページのところに書かれていて、いわゆる配置という部分が (6) のところで全部言ってしまうているのですが、配置の価値、屋敷構えとしての配置の価値と生態学的価値が一緒になるとちょっとぼけるかなというのが一番思いました。できれば建造物の本質的価値というところに、配置、屋敷構えとして近世を継承していて、しかも現在登録になっているのは主屋だけだけれども、その附属屋があって、敷地全体の生活状態が今もうかがうことができる、かつ主屋には近世が残るとというのが建造物の配置としての価値になるんじゃないかと思いました。そこが一番大きいです。だから (6) の部分が歴史的・景観的・生態学的価値となっていますが切り離した方がいいかなと思いました。

それから 20 ページの活用履歴の方、これは、活用範囲とか公開している範囲というものは、ある程度明記をした方がいい。金・土、週 2 回公開してるというものがどの範囲までなのか、庭園だけなのかとか、中に入れるのか。見学会のときには限定した機会で見せているというのは全部なのかとか。

また 23 ページなのですが、前のところにも出てくるのですが、民俗資料館という名前を付けるのかどうか。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

こちらにつきましては、公開を行うにあたって条例を作ってください。

そちらの方で、公開の際に用いる名称としましては、民俗資料館「旧藤間家住宅」という名前で公開を現時点行っております。

○小沢委員

今後はどうする？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

今後はこの整備次第で条例、例規を整理していくことになろうかと考えております。

○小沢委員

あまり民俗資料館という名前がちょっと合わない。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

ご寄贈いただいて、半年後に公開する、すぐ始めるという市の方針があったもので、もともとその時ございました民俗資料館「旧和田家住宅」、「旧三橋家住宅」の条例の中に盛り込んだという経緯がございましてこのような流れとなっておりますので、これを機会に整理をするという風にしたいと

考えております。

○小沢委員

建物名称も気になっていて、図書室とか資料室とか学習室という名称が、もともと藤間さんがされていた部分もあって、何というか、この建物が建てられた当時、しかもそういう整備された当時の用途が入った方が本当は良いと思います。例えば資料室と呼んでいる建物は基礎が煉瓦で積んであって、おそらく火を炊いたり、洗濯室と何か関わるものだったのだらうと思うのですが、要するに推測できないのですよね。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

資料室につきましては昭和 41 年に、ご当主が藤間家の資料を展示するために建てられたという。

○小沢委員

あの形で最初から建てられた？

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

はい。昭和 41 年の建物なので分かりました。

○小沢委員

22 ページの計画の目的と基本方針のところがまだ書きかけということですが、もうちょっと書いた方が良いと思います。

○議長（水沼会長）

ありがとうございました。

それぞれについては逐一、事務局の方から説明がありましたので、今の小沢委員の指摘を反映していただきたいと思います。

やはり価値の部分ですね、小沢委員が指摘されたように、この場所・建物を含めて、その本質的な価値というのは、多分、藤間家のずっと屋敷であったというところ、藤間家として代々続いたところ、そこに最大の価値が私はあるのではないかという風に思っておりまして、なおかつ藤間家というものが営みを継続していて記録や資料もずっと残ってるわけですね。ですからそういう資料とともにこの屋敷地が重層的な歴史を物語るというところが、すごく貴重で、他にあまり無い部分なのかなという風に思っていますので、もちろん建物そのもの、主屋については、西村伊作の事務所が手がけた、近代性と地元の農村的な要素とのせめぎ合いの中から生まれたものであるというところはとても面白くて、近代とその前近代みたいなものがせめぎ合っているところがとても面白いところであるの

ですけれども、そこに至るまでの重層性がすごく大事なところなので、それはやはり小沢委員が指摘されたように、敷地という観点でここに書き込んでいただくと。屋敷地がたぶん何よりも物語っている。私が調査した時点では、納屋であるとか、他の構築物についての登録をするというところに至らなかったのは、今から思うとその時代の主屋だけを登録にしようという流れの中での登録だったので、その辺が全体性がちょっと、登録有形としての全体性が不明であるというのが大きな問題であったのですけれども、今、このような形で全体性が分かってきて、なおかつそれを踏まえて、この敷地を寄贈されてると思うのですね。寄贈範囲が極めて広い。藤間さんが寄贈してくださったのが、この屋敷地ほぼ全体を寄贈してくださったというのも、そういうことを踏まえての寄贈のように思いますので、それを活かした本質的な価値というのを総論していただけるといいのかなという風に私も思いました。田尾委員いかがでしょうか、その辺の敷地の価値というのを少し補足いただければと思うのですけれども。

○田尾委員

小沢委員が言われたように、その書き方というのが、随分、史跡の保存活用計画とは違うなというのを感じたんですが、それはやはり本質的価値というのをまず中心に据えて、それに加える形で附带的価値というのを述べていくというのが、正規の保存活用計画の基本的な書きぶりというか、その中で、例えば本質的価値というのはこういうものがあるというのを説明しながら一覧表をまとめるとか、そういう風なことをして書いていって切り分けていくというのは重要。本質的価値が一番重視されますので、そういうところを明確に記載すると。ただ今回は登録有形なので、まさにこの主屋が本質的価値になるという風に思うんですね。ただ会長が言われたように、本来は敷地と一体的なもので、それをどういう書きぶりにするのかというのはちょっと難しいかなと。最初から登録有形の保存活用計画というタイトルがついているので、そこにどう、敷地あるいは植栽等の価値を加えていくのか。それらを付带的価値にするのはちょっと寂しいなという気はします。だからどういう風に表現していくかというのは、ちょっと検討の課題かなという風に思いました。

○小沢委員

何か章立てがちょっと悪いのではと思っていて、(1)文化財の概要があって、その次から(2)、(3)、(4)、(5)と藤間家の歴史を説明していく中に、文化財建造物の価値が入っていて。本当は藤間家がどういう風にできてきたかという藤間家そのものの概要じゃないですけど、藤間家の歴史と概要が最初にあって、その本質的価値というのは切り離してちゃんと1個出した方が分かりやすいのではないかな。そこに本質的価値という言葉を使うかどうか分からないけど、藤間家の価値の部分は埋没せずに1個、章立てした方が良いのでは。

○議長（水沼会長）

そうすると書きやすいような気がするんですね。その方が総合的に書き換えていけるので、この流れの中で(5)で建造物の話をするよりも、それを具体的にしてしまうというようなご提案だと思うのですが、それでも、それで敷地も含めて評価していけるんじゃないかと思います。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

確かに史跡として指定されている要素が全く出てこないのですよね。

チラッと出てくるのですが石垣であったりとか、蔵の跡であったりとか、そういったものが霞んでしまっているんですね。

○田尾委員

例えば本質的価値でドーンとこう、主屋の構造とか年代とか、そういったものに触れて、本質的価値を支える重要要素みたいな形で、例えば敷地とか、そういう風な入れ方をしてみたら良いのでは。

○議長（水沼会長）

ですから、史跡の指定の理由とか、指定文言みたいなものを若干この資料の中に入れていただくと、どこに価値があるのかが分かりやすいんじゃないかという気がしますね。

○小沢委員

12 ページに書かれているア、イ、ウ・・・これに配置も増えると思うのですが、そのアというのが、価値という文言になっていない。大正期何とかかんとかを反映するとか、大正期の生活改善運動の何とか、そういう項目ではなくて、価値の文言に変えていくのが良いと思います。例えばウは意匠の特質と独自性だから、これを読んだだけで価値が分かるのですが、時代背景というのは違うと思います。

○議長（水沼会長）

頭出しの中に同じように、敷地の価値みたいなものも本質的な価値の中に出てくると、一体何を評価してるのかということをきっと説明しやすくなるという気がします。これが独立すればそれを書きやすくなると思うんですね。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

9 ページから 18 ページの構成をちょっと改めて、今いただきましたご意見を踏まえて、ちょっと改編をさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○小沢委員

可能なら 16 ページにある家相図と、現状の家相図と、配置図の重ね合わせがあると嬉しいですね。重層性というか。簡単で良いと思う。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

既に史跡調査の報告で重ね図を作成しておりますので、それを活用して掲載したいと思います。

○議長（水沼会長）

他にいかがでしょうか？

今、計画の概要の部分のご説明があつて、ある程度修正をしていただく、分かりやすく書いていただいて、藤間家の価値というものを表に見えるように変えていけば分かりやすいかなという風に思います。

○田尾委員

19 ページの 1－3 の項目「文化財保護の経緯」というのは、タイトルとしてどうなのですかね。直接的に例えば藤間家住宅主屋の保護の経緯とか、そういう具体的に書いた方が良いのでは。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

これは、文化庁の指針の中に章立てが 1 つあるわけですね。

それ以下の文言は市町村によって異なるのですが、大項目はこれですね。

○小沢委員

1 の何とかと付いているところはそうですね。

○議長（水沼会長）

本来は当該文化財の・・・ということなのですから。

○田尾委員

当該は付かないのですね。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

はい。

○議長（水沼会長）

藤間家住宅の登録有形の部分の保存活用計画なのですけれども、その後ろに大きなものがあるので、その辺の重層的なものをどう書いて、クライテリアをつけながら書いていくのかというのは、なかなか難しくテクニカルなところがあると思うのですけれども、そこが茅ヶ崎に固有の価値なのでその辺を上手に書いていただけると。主屋ではないところにすごく大きな価値があるというところなので、それを踏まえた保存活用計画として、うまく機能するようにしていきたいなと思います。難しいですね。主屋というのがメインになりながら、主屋でないところの話がたくさん出てくるという。

○小沢委員

登録文化財の申請をするにあたって、家そのものの歴史とか、その地域における位置付けというのを書くというのは文化庁としての指示なので、その周囲の部分があるのは決して拒まれることではないと思います。

○議長（水沼会長）

申請の手続でもそれは書いてあるような気が若干しますので、それも踏まえてお願いできればと思います。

では、他になればよろしいでしょうか？次に行きたいと思います。

保存管理計画と環境保全計画、これを一緒にお願いしてもよいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

先程から議論がありましたように、藤間家住宅主屋の保存活用計画なのですけれども、そこに至るまでの敷地の変遷について、10 ページ、11 ページに記載しております。主屋、工作物及び建造物の確認できている建設年代、また、一部植栽、これは昭和7年頃に主屋の建設と同時に植えられたことが分かっている樹木になります。花壇につきましても同じ時期の、主屋と関連性がある造園として今のところ確認できています。

一旦ここで年代をある程度整理させていただいた上で、主屋に関しましては2章の保存管理計画で、その他の敷地の工作物・植栽を加えまして3章の環境保全計画ということで仕分けをさせていただきまして整理をしております。ですので、2章の方は主屋に限定した形でまとめています。25 ページからの中で、先程のご説明と重複するところですが、保存状況をまとめており、床部分の破損状況が大きいということを示しています。27 ページのところの保存の方針ですけれども、基本方針については昭和初期から現代までの生活空間を活かすとしています。復元年代については、主屋の復元年代を昭和7年に設定したいと考えています。

以下、保存管理計画の中で、部分の設定、部位の設定をしていくのですが、色んな前例があるので

すが、部分は部屋等の大きな範囲として、部位は部材等の小さな範囲として保存方針を作るということで整理しています。

28 ページでは、文化庁の指針に従っていますけれども、3 つの仕分けをしており、1 番の保存、2 番の保全、3 番のその他としています。

29 ページでは、基本的には保存部分に関しては建設当初の仕様として文化財の価値の中核をなす部分ということで、これは先ほどご説明しましたように部屋単位の領域という考えです。保全部分は、今後も保全が必要とされる部分で復旧する。将来的な復元も視野に入れて修理を行うものです。その他部分に関しましては、比較的近年に著しい改修がされているので、安全性の確保、活動のための利便性等、活用のために少し改変してしまおうという部分になります。

30 ページにそれぞれの内訳の案を書いており、基本的には全体の居室部分というのを洋室も含めて赤の保存部分に、中廊下を挟んで北側の納戸、物入、トイレ等を保全部分は改変が激しくなるのですが活用の方でかなり整備を図りたいということで、台所、浴室、洗面所等をその他部分に設定しています。

続きまして部位の設定ということなのですが、31 ページの表の方は、部位の設定の案を書いてあります。今、主屋にありますけど、部位・材料全てを挙げています。ちょっとここで、今回の保存活用計画のご提案として、基準の仕分けを4段階にさせていただきたいです。文化庁の指針は5段階で、一般的には3段階で選択されることが多いのですが、ちょっとここはかなり悩まれる部分がありますが、ちょっと利便性というか、計画の明確性を取るためにちょっと基準の方を、仕分けを楽にするという形をとっております。具体的に言いますと、基準1というのは、当初の部材や後年改修された部材であって、昭和中期つまり昭和41年以降に改修された部分を除くと書かせていただいています。基準2の方なのですが、定期的に材料の取替えや補修が必要なものなのですが、具体的に言いますと屋根茅材、畳表、絨毯敷き、障子紙、襖紙等を書いてあります。基準3、基準4ですが、基準4の方を先にご説明した方が簡単だと思うのですが、基準4は昭和中期以降に補加された部位で、具体的には照明器具、洗面器、シンク、或いはインターホン、機械警備設備等の明らかに最近に付けたもの、茅ヶ崎市に寄贈された後に付けたものを基準4とします。これは処置としては適宜交換をしよう。基準3については改修された部位で、正当性、生活様式を保ちながら意匠にも配慮した部位としています。世界遺産等でインテグリティみたいな言い方をすると思うのですが、正当性があるというもので新建材の床材、合板の壁、金物レール、或いは波板トタンの屋根、アルミサッシ、塩ビ製樋等、生活の中である程度修正に配慮しながら交換されてきているものが入るのではないかと。赤字の動産的な家具や什器というのは今回入れるかどうか要検討なのですが、つまり基準3は生活の中で正当性がある改修がされてきているものを、変更は許容していきますけれども変更の際は意匠に配慮しましょう、或いは当初に戻しましょうという位置付けをするということで、4段階の基準を書かせていただいております。

32 ページには、4段階の基準と部分の相関表を書かせていただいておりますが、この相関表につきまし

ては指針の中にあるので作ったのですが、あまりこれは議論しても意味が無いというもので、一応作ったものです。もしこの書き方を変えるのであれば、基準の取扱いの書き方を変えるのですが、非常に微妙な話になるのでこのままとして、ご意見等ありましたらいただきたいと思います。

今回、全ての写真は無いのですが、ちょっとピックアップして、外観と内観の概要のそれぞれ、説明資料を作らせていただきました。説明資料は図面をもとにやる場合もあるのですが、写真の方が、床、天井、壁等、写っておりますので実際は伝わりやすい。写真をベースにしています。外観につきましては、今ご説明したとおり、当初からあるような外観の意匠というものは基準1としています。先ほど申し上げた塩ビ製樋みたいなものは、明らかに後年変えられているものですが、機能・意匠が継承されているということで基準3としています。照明等につきましても、当初といいますが戦前から続いているものは基準1としています。外観につきましては全ての面を網羅するとともに、写真を追加して基準設定しようと考えています。34 ページ・35 ページは内観になります。ガラスシェードペンダントは、生活様式を保ちながら意匠にも配慮した部位として基準3。畳は畳表と書き換えませんが、畳表に関しては基準2 であろうと考えています。障子について障子紙は基準2 になりますが、あとは基準1。和室のペンダントにつきましては基準3。明らかに戦前で当初からあるようなものは基準1、明らかに最近、昭和中期以降に付けられて意匠の配慮が無いようなものにつきましては基準4 としています。

洋館の中にあるパッシブセンサー、火災報知器は基準4 としています。このような計画といたしまして、進めていきます。

先に進めさせていただきますが、40 ページの方から環境保全計画で、主屋以外の部分に対する保存計画です。41 ページからが保存状況を説明するページになっており、まず建造物から入りまして、図書室が41 ページで、資料室が42 ページ。資料室の建築年代は昭和41 年と確認していますが、洗濯室の方は私が現地を確認しましたが建築年代は分からない。主屋と比較したときに、若干、建築年代は主屋と同等と考えてもいいかもしれません。渡り廊下の部分は主屋の上に乗っかっているのは明らかなのですが、建築年代的には主屋よりも前からあっても不思議ではないということで、一応昭和7 年以前という風に想定させていただいております。同様に主屋の一部の離れに関しても、屋根等の構造が後から主屋にくっ付いている、上から載せてある状態で寄棟の建物であったことがはっきりしています。先程の家相図には具体的にそれを紐づけるようなものは無いのですが、一応主屋の建設以前にあったということがはっきりしているため昭和7 年以前とさせていただいております。

44 ページの納屋は震災で倒壊した家屋の転用材を流用して大正12 年以降に建てられて、藤間家の方々が一旦ここに住まれていたという伝承があるので、これは大正12 年から昭和7 年と書かせていただいております。図面は45 ページです。

46 ページは学習室、これは昭和55 年頃に作られ学習塾として使われていました。

それから物置は敷地の南西角にあり、これは不詳ということなのですが、昭和43 年以前に建築されたと考えられています。古さからすると、かなり古いと思われます。

48 ページ以降は工作物で、敷地の南と西にある石垣が江戸時代後期。門柱については、石垣よりはかなり新しいですが不詳ということで、鉄筋コンクリート造ということで。それから石畳がだいたい玄関の前にあるのですけれども、この間目視で確認したのですが、これが設置されたのはおそらく昭和7年頃かもしれないのですが、この石の一部は蔵の1階部分に使われていたような、土間の石畳が使われているような、転用している感じがします。その一部が敷地の中に遺物として残置されている、蔵の石が使われている可能性があります。土蔵跡については周囲に並べられてる石が上に積まれて蔵になっていた。伝承によると3階建てだと、家相図の中にも一部記載があります。その部分の遺構として残っている部分が基壇。崩れた部分は敷地内の遺物として残置している。周りにちょちょこ置かれているのがおそらく基壇の上に置かれていた石ではないかと。堀貫井戸に関しては江戸時代末期ではないかと伝承があります。

50 ページには碑がありまして、写真を差し替えるものがあるのですけれども、江戸時代に作られた家訓碑、句碑等です。稲荷跡は納屋との関連性が考えられる、昭和7年以降の遺構として設定しています。

51 ページは環境保全の基本方針、敷地、遺構、工作物の保全の基本方針。藤間家の中世、近世、近代、現在の歴史的記録としての遺構の継承に配慮するということを基本方針としています。

53 ページですが、先程の保存管理計画と同様に、区域を3つに分け、保存、保全、整備区域としています。保存区域は遺構自体、建造物自体を残し、原則として新たなものは設置しないという区域になります。保全区域はそれに準ずるもので歴史・景観を維持する区域、整備区域は活用のために機能整備可能な区域とします。

54 ページに区域の区分と保全方針のA案、B案を掲載しています。北側にあるブルーの部分が耕作地であって、一段低い位置にあります。赤い部分は藤間家の敷地として、近世以前、室町の頃からこの位置にあったということになります。遺跡の包蔵地としては全体なののですけれども、遺構調査の結果、北側の方から耕作地と用水路の遺構が出てきているので、A案では耕作地の南を除く南側の部分を全て保存区域としています。B案では、中間の保全区域を少し挟みます。具体的にはブルーの部分、将来、駐車場整備とか別の建物を建てたりすることを検討する整備区域を設定した上で、耕作地や遺構が少ない東側の部分、学習室がある所を保全区域としてグレードを下げています。保存区域にしてしまうと工作物等を建てられないため、その範囲を少し絞るかというのがB案となります。

55 ページ以降は、建造物及び工作物の、建築の方で言うところの部位に当たる部分ですが、保存、保全、その他と、同じように3項目の概念として設定しています。これを56ページと57ページに表と図面として表しています。主屋の建築年代に関連する遺構、土蔵跡等を保存建造物及び工作物としています。アカマツ、クロマツ、ウメの3本の樹は保存樹木としています。

緑色の部分、保全する建造物及び工作物は、洗濯室、納屋、花壇。物置はちょっと今微妙なのですけど一応載せています。エントランス前の石畳については、これは遺構でなくても動かされているものなので、広い意味で遺物になってしまうので保全の方に入れています。その他の建造物に関しまして

は、図書室、資料室、学習室、或いはブルーの部分の意匠、生垣や門等としています。

駆け足ではございますが、説明は以上でございます。

○議長（水沼会長）

ありがとうございました。

保存管理計画と環境保全計画の部分のご説明がありました。

ご質問ご意見等いかがでしょうか？

まず保存管理計画の方からいきましょうか。分けた方が質問・意見が分かりやすいので、よろしくをお願いします。

○小沢委員

基本的には部分と部位の区分については、部位の4段階も含めて納得できると思います。

ただ、家具とか什器みたいなものをここに含めるか、動くものを含めるかというのはちょっと、考えた方が良いかなという気はしていて、一般的にはやっぱり、家具、動く物は入れないことが多いかなと思います。例えば34ページのカーテンには番号が入らない。そこは統一した方がよいかなというのが一つ。

もう一つは38ページ。(3)で附属建造物及び工作物の修理方針というのが入ってしまっているの、これはやっぱり環境保全計画の方に動いた方がよいかなと思います。主屋に限ると言ってしまったら、何も図も出ない附属建物の話をされるとちょっと辛いので、後ろに移動していただけたらと思います。

○議長（水沼会長）

この最終形はどんな風になっているのか、ちょっと部位の設定なのですが、写真だと分かりやすいというのは確かにご指摘のとおりなのですが、ここに現れない部分について見落としがあるといけないので、写真でやるのであれば全面が分かるように、くどくなるかもしれませんが説明をするためにも全面が見えてくるような形で。

○小沢委員

これは見本なんですよね。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

はい、そうですね。

一旦、部位については、現地で拾い上げましたものは全部、表に落として。写真については4面、3面もしくは2面、各部屋で撮りまして、全部が出てくるようにはします。

○議長（水沼会長）

図面表記では、室内展開図表記ではないやり方で行うということですね。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

そうですね、迷ったのですけれど。

展開図や屋根伏図では重層するところを表現できないので、図面表現というよりは表の方でしっかり表そうと。

○議長（水沼会長）

漏れが無いように、ぜひお願いしたいと思います。

細かいところで、後であればどうだったのかなということが、あるといけないと思いますので。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

必要に応じ複雑な部分だけを展開図等で説明補足するという形で。

○小沢委員

枠の部分が例に出ていない。

先程、錆が出ているという壁が出ていて、それは波板だと思うのですが、それは当初のところもあるんで、当初材と仕分けなければいけなさそうですね。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

波板に関しましては、離れの部分はちょっと解体してみないといけないですね。

○議長（水沼会長）

その辺の表現の仕方というのでしょうか、それを確認したいと思いました。

私は4段階というのは悩まないかなという感じも若干はするのですが、細かく分けすぎるのも分かりにくいし、ある程度例示があれば、きっと判断していけるのかなと思いますので、今回は4段階で判定してみるということで良いかと思います。

あとこの全体の保存部分と保全部分とその他の部分の設定も、この台所、浴室、洗面所という、私ももう記憶の中から薄れているのですけれども、当初に遡る部分というのはここには確認できないのでしょうか？構造は別として、あとは更新されているという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

更新もしくは改変が激しいと。

○議長（水沼会長）

はい。分かりました。

では特に無ければ、次の環境保全計画の方、いかがでしょうか？

環境保全計画のあたりはやはり、大変今後の活用に関わってくる部分でもあって、どのように考えていくのかというのはあると思うのですけれども、当面、現状の環境要素でしょうかね、それを保全する、全体として保全していくという方向での、現状の計画という風に見受けられます。私が登録の調査をしても十分行き届いてないところがあって、価値を十分に把握しきれてないところもあるように思うのですね。今回、年代の設定であるとか、全体の色々な要素の1つ1つの構造規模であるとか、そういう要素がだんだん明確になってきましたので、それを通して、一旦は藤間家から寄贈された状態を継承していくというような方向の今の保全計画になっているという風に私は受け止めておりまして、それについては現状のこの計画のあり方で良いのかなと思っている次第です。明確な方針が今後出てくれば、多少、動かしはあるかと思うのですけれども、1点ですね、樹木の話が最後のところで、ウメとかアカマツとかクロマツ出てきたのですが、それ以外の樹木については、どうするんでしょうね。その辺というのは、これは敷地が保存区域になるとそれはもう自動的に保存樹木になっていく？

○事務局（ユー・エス・シー・兼弘代表取締役）

樹木につきましては遺跡全体の上が保全林のようになっていて基本的には改変できないことになっていると思いますが、そこのところをちょっとお聞きしたいのですが。

○田尾委員

景観、みどりの方の話ですよ。

保存樹林にしていないのでは。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

していないですね。

今後、屋敷林の景観的な評価というものが必要かなという風に考えておりまして、景観部局とは情報連携して、例えば景観を何かに位置付けていくのかというのはちょっと、今後、今の現況も含めて協議をしていきたいという風に考えています。ただ、現時点は何も網がかかっていません。

○議長（水沼会長）

ということになると、少しここに書き込んでいく必要が出てくるのかなという気が。

同時並行で進んでいくのであれば別かもしれませんが、現時点で決定していないのであれば、来年度までに作る活用計画に若干入れておいた方が、方針としては明確なような気がするのです。現状と課題には書かれているので、それを踏襲してどうするのかを書き込んでいただけたらと思います。保

存の方針がありますが、何を保存するのでしょうか？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

植生、屋敷林、生垣とか、他の市町では例えば畑があった場合は、その畑を含んで環境保全計画に踏み込んでいくパターンもございますので、それらをちょっと参考にしてご指摘に対応いたします。

○田尾委員

史跡の指定範囲の樹木の伐採等は、規制は無いのでしたっけ？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

史跡に影響を及ぼす場合、例えば抜根等が伴う場合は現状変更届が必要です。

○田尾委員

枝を払ったりする場合は必要ない？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

はい。

○小沢委員

43 ページの洗濯室と納屋、是非追加で登録にした方が良いと思っているものです。洗濯室の説明と図面があるのですが、洗濯室専用の井戸があって、それだけ独立するのではなくて、洗濯室の図面に書き込んでいただいて、洗濯室の附属施設にさせていただいた方が良くないかなと思いました。

あと外構なのですが、57 ページで石垣は赤になっていて、東から北にかけての生垣は青になっているのですが、あの生垣の下に石垣があった記憶があるのですがあれはどうなのでしょう。いきなり地面から生垣が生えているわけではなくて石垣が2 段ぐらいあって、その上に生垣があった記憶がありますが。

○事務局（ユ一・エス・シー・兼弘代表取締役）

北西の部分ですか？

○小沢委員

北とか。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

北部分と北西部分において石垣は無いです。

○小沢委員

51 ページの屋敷構えを構成する遺構の保存のところで、納屋は上ではないでしょうか？これは保存の重要度なので、納屋と洗濯室はセットだと思うのですけど。

○事務局（ユ－・エス・シー・兼弘代表取締役）

物置と納屋が入れ替わっていますね。間違いです。

転用材で作られた納屋は上の方に移動させます。

○田尾委員

工作物の活用状況なのですけども、全て外観のみ公開となっていますが、建造物と違うので外観以外をどう利用するのでしょうか。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

外観を公開、と改めます。

○議長（水沼会長）

この図 14 の区域の区分と保全方針というのは、今日、A にするか B にするか決する必要はありますか？大丈夫でしょうか。では、少しこの辺を整理していただいて、次回、この辺を含めて、その間に、市の様々な方針等も少しずつ決まっていくと思いますので、それも踏まえて、この辺りを考えていくということによろしいでしょうか？

○事務局（博物館・須藤担当課長）

はい。

○議長（水沼会長）

その他によろしいでしょうか、何かご意見等あれば。

（異議なし）

○議長（水沼会長）

では今日の段階では、この保存管理計画・環境保全計画ともに説明を伺って、修正すべき点の指摘

がなされたということで、ここまでのご説明について、一旦、了承されたということでいきたいと思います。

【議題4 市民意見の聴取について（報告）】

○議長（水沼会長）

議題4「市民意見の聴取について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（博物館・落合主査）

10月26日10時半から、市民ふれあいプラザにて市民討議会を行います。

無作為に抽出した2000人以上の方に招待状をお送りし、藤間家住宅の活用について審議をしていただきます。現時点で何名の方が参加されるかということとは分からないのですが、当日、参加する市民の方に現地見学をしていただきます。

水沼教授には市民の方に情報提供をしていただき、市民の方の討議をより良いものにしていただきまして、最終的には市民の方からのご意見、活用案等を、保存活用計画に反映させていきたいと思っています。

見学自由ですので、是非ご都合のつく方は、お越しいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水沼会長）

そこで私が説明するという役割をやっておりますけれども、うまく市民の方たちの意見が伺えれば良いのかなという風に思います。

何か質問ございますでしょうか？よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長（水沼会長）

ありがとうございます。

市民討議会の詳細が決まりましたら委員の皆さんに通知していただくということでお願いいたします。

【議題 5 その他】

○議長（水沼会長）

議題 5 その他でございますが、事務局から何か説明はありますでしょうか。

○事務局（博物館・落合主査）

次回は令和 8 年 1 月の開催を予定しておりますので、また詳細な日程調整等はメール等で委員様の方に送らせていただきたいと思います。

○議長（水沼会長）

よろしくお願いいたします。

特に大学の先生方は 1 月お忙しい時期なので、日程調整は早くしていただくのがいいかなと思います。もう駄目な日が決まっている可能性がありますので曜日を含めて。それを含めて早めの日程調整が幸いをもたらすような気がいたします。

ではよろしいでしょうか。

その他ご意見等ございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長（水沼会長）

特に何も無ければ本日の会議はこれで終了とさせていただきます、事務局にお戻しいたします。

○事務局（博物館・須藤担当課長）

ありがとうございます。

本日、長時間ご審議ありがとうございます。多くのご指摘いただきましてありがとうございます。ブラッシュアップしたものを皆様へ早めにお届けできればと思います。

本日はどうもありがとうございました。